

岩手県森林審議会会議録

開催日時：平成30年2月13日（火）10：00～12：00

開催場所：エスポワールいわて 3階 特別ホール

（及川林業振興課振興担当課長） それでは、ご案内の時間となりましたので、ただいまから岩手県森林審議会を開催いたします。私は、林業振興課の及川といいます。よろしくお願いいたします。

当審議会の委員総数は15名でございますが、本日ご出席をいただきました委員は12名で、過半数に達しており、岩手県森林審議会運営規程第4条第2項の規定により会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、委員名簿の訂正がございます。泉桂子委員の備考欄に欠席とありますけれども、ご出席でございます。

また、佐藤順一委員でございますが、インフルエンザのため、急遽欠席となっております。ご報告を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして紺野農林水産部長からご挨拶を申し上げます。

（紺野農林水産部長） 審議会委員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、非常に寒い中、そしてインフルエンザが猛威を振るっている中お越しいただきまして、本当にありがとうございます。

このたびの委員改選に当たりましては、皆様にはご快諾を賜りまして、重ねて感謝申し上げます。

東日本大震災津波から間もなく7年が経過しようとしております。森林・林業分野におきましても、残る防潮堤の早期完成、そして海岸防災林の再生を鋭意進めているところでございます。また、去年は陸前高田市の高田松原地区、また野田村の前浜地区におきまして、地域住民の方々のご支援、ご協力のもとに防災林再生の植樹活動に取り組んでいただいたほか、原発事故により出荷制限を受けております原木しいたけにつきましても、ほだ場の環境整備や栽培管理の徹底に取り組みまして、これまで183名の出荷制限が解除されたところでございます。引き続き一日も早い産地の再生が図られますよう、取り組んでまいります。

こうした中、地域林業の牽引を担う担い手の育成につきましても、昨年4月、林業アカデミーを開講いたしまして、15名の若い研修生が一堂に集いまして、学んでいただいたところであります。第1期生15名全員が就業先が内定したところでありまして、今後この4月からは県内各地で15名の研修生が現場において中心になって活躍していただくということになってございます。

また、来年度の第2期生の募集につきましても非常にたくさんの応募がございまして、

キャパシティーの関係から、泣く泣く18名に絞らせていただいたところであります。もう少し学ぶ場が大きければ、もっともっとたくさんの研修生の皆さんに学んでいただきたいのですが、18名が限界ということでございます。しかしながら、18名の精鋭を必ずや岩手県の林業の担い手にすべく、来年度も努力してまいりたいと考えております。

また、朗報としては、昨年10月に東京オリンピック・パラリンピックの選手村にビレッジプラザと、こういう名称でありますけれども、そこに建設のための木材供給を提供する自治体の一つとして岩手県が、本県が選ばれたところでございます。来年度から県産材の提供がいよいよ始まるところでございます。本県の高品質な木材製品を国内、国外にPRする絶好の機会でありますので、県産材の使用拡大にこれまで以上に取り組んでまいりたいと思っております。

そして、さらには、昨年末、国の森林環境税がいよいよ創設される方向だということになってございます。中心が市町村ということで、私ども県といたしましては市町村が円滑に森林整備に取り組めるよう、しっかりとその支援に努めてまいりたいと考えております。

こうしたもろもろの森林・林業を取り巻く情勢変化が非常に急激に進んでございます。本県林業、木材産業の成長産業化、また森林の多面的機能の維持増進を図るため、皆様にはそれぞれのお立場で忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

(及川林業振興課振興担当課長) 今回の審議会でありますけれども、2月1日に委員にご就任いただいてから初めての審議会となりますので、ここで出席委員のご紹介をさせていただきます。

議長席に向かって左側にお座りの委員からご紹介申し上げたいと思います。

まず、上田吹黄委員でございます。

(上田吹黄委員) 上田でございます。よろしくお願いたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 上田康広委員でございます。

(上田康広委員) 上田です。よろしくお願いたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 岡田委員でございます。

(岡田秀二委員) 岡田でございます。

(及川林業振興課振興担当課長) 梶本委員でございます。

(梶本卓也委員) 梶本です。よろしく申し上げます。

(及川林業振興課振興担当課長) 川村委員でございます。

(川村冬子委員) 川村でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 菊池委員でございます。

(菊池富士子委員) 菊池でございます。よろしく願ひいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 続きまして、向かって右側でございます。
郷右近委員でございます。

(郷右近勤委員) 郷右近と申します。よろしく申し上げます。

(及川林業振興課振興担当課長) 佐藤理香委員でございます。

(佐藤理香委員) 佐藤です。よろしく申し上げます。

(及川林業振興課振興担当課長) 猪内委員でございます。

(猪内次郎委員) 猪内です。よろしく願ひいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 長江委員でございます。

(長江恭博委員) 長江でございます。よろしく願ひいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 中村委員でございます。

(中村美明委員) 中村です。よろしく願ひいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 泉委員でございます。

(泉桂子委員) 泉です。よろしく願ひいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) ありがとうございます。

なお、佐藤順一委員は、先ほど申したとおりインフルエンザのため欠席、本田委員及び山本委員は所用のため欠席となっております。

以上でございます。

次に、次第の3、説明についてですが、本日は初めての審議会となる委員もいらっしゃいますので、当森林審議会の概要についてご説明いたします。私のほうから、資料1によりご説明を申し上げます。

資料1をお開きください。当審議会の設置の根拠でございます。審議会は、森林法及び法令の規定に基づく事項の処理及び森林法の施行に関する重要事項について審議するため、森林法第68条の規定に基づき、本県の場合は昭和26年10月26日に設置されたものでございます。

なお、本県の場合、森林法施行令第7条により、林地保全部会と松くい虫対策部会を設置してございます。

役割についてでございます。森林法の規定により下記事項について審議・答申いたしますが、(1)、森林審議会、本会でございますけれども、アといたしまして、地域森林計画の樹立または変更、これは例年、年1回、12月中旬に開催してございます。事務局は森林整備課ということになります。その他本県林政上重要な事項につきまして審議いただくということにもなっております。

設けています部会についてでございます。まず、林地保全部会ですけれども、これは事務局が森林保全課ということになってございます。民有林の開発行為の許可、具体的に言いますと、森林面積10ヘクタール以上のもの、その他知事が特に必要と認めるものの審議をいただきます。イといたしまして、保安林の転用に係る解除ということになってございます。

松くい虫対策部会についてでございます。事務局は森林整備課で、アといたしまして、森林病虫害対策に関する県防除実施基準の策定または変更についてご審議いただきますし、イのところですが、高度公益的機能森林及び被害拡大防止森林の区域の設定、樹種転換促進指針等の策定または変更について審議いただくものとなっております。

構成員及び任期についてでございますけれども、委員の数は15人以内をもって構成ということで、県の森林審議会運営規程に基づいて定めてございます。任期は2年ということで、今年2月1日から32年1月31日までの任期ということになってございます。

次のページ、2ページ目、3ページ目には、先ほどの根拠法令の必要条項の部分を記載してございます。後でござらんになっていただければと思います。

審議会の概要につきましては以上でございます。

それでは、審議に入ります。森林法第71条の規定により、森林審議会に会長及び会長代行を置くこととされており、その選出は委員の互選によることとされております。

会長が選出されるまでの間、仮議長をどなたかにお願いしたいのですが、まことに僭越ではございますが、従前の例に倣いまして、事務局からお願いすることとしてよろしいで

しょうか。

「異議なし」の声

(及川林業振興課振興担当課長) ありがとうございます。それでは、前期会長でありました岡田委員にお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。岡田委員は議長席のほうまでお願ひいたします。

(岡田秀二仮議長) おはようございます。ただいま新しい会長さんが選ばれるまでの間、仮議長をとということです、議事の進行をさせていただきたいと思ひます。

それでは、再度次第をごらんいただきたいと思ひますが、第1号議案でございます。会長、会長代行の選出でございます。この件については、先ほどの資料にもございましたが、委員の互選によるということになってございます。委員の皆様のご意見をお伺ひいたしましたと思ひます。自薦、他薦を含め、ご意見はありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(梶本卓也委員) 会長には岡田委員、それから会長代行は長江委員にお願いしたいと考えています。

(岡田秀二仮議長) ただいま発言がございましたが、ほかにないですか。

「なし」の声

(岡田秀二仮議長) それでは、発言がないということで、改めてお諮りをするということをしなくてよろしいですか。

「はい」の声

(岡田秀二仮議長) ただいまご提案がございました。会長には岡田を、そして会長代行に長江委員ということでご提案をいただきましたので、そのとおり決定をさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、これで私の仮議長としての役は以上にさせていただきます。

(及川林業振興課振興担当課長) 岡田委員、大変ありがとうございました。岡田会長には、引き続き議長席にお着きいただきたいと存じます。

ご挨拶と、これからの議事の進行をお願ひいたします。

(岡田秀二会長) それでは、新しいこの審議会の会長としての挨拶ということでございますが、私が最近気になっている、あるいは大変結構だなと思っている件について少し申し上げて、挨拶に代えさせていただければありがたいなど、このように思います。

冒頭の部長さんのご挨拶にもありましたように、政府のさまざまな予算、あるいは国会審議が始まってのさまざまな内容について情報がいっぱい出てきております。その中で、ご存じのように新しい森林の管理システム、これがきちっと新しい法律として出てくるといことが刻々と聞こえてきておりますし、その内容についても明らかになってございます。

それに伴って、いわゆる森林環境税というのが国税としてきちんと設定をされ、そしてそれがいわば地方の譲与という形での税ということで私どものところに、目的税か、近い形の用途を特定した、本来は交付税というか、一般交付税に近い性格を持つのだというふうに思いますが、目的税に近い形で内容特定の譲与税ということで、大変大きなお金が来るということを知っています。これが前もって31年から地方にはいただけるといいうか、配分にあずかるということになっているようで、本格的に今の仕組み、税の仕組みが動いていくのは35年、具体的には36年度からということですね。これはもう目の前にあることで、実は我が国林政のありようから考えて、決定的に大きな喚起になるだろうというふうに思われます。私どもにとっては本当にありがたい。いつもお金が足りない、あるいはお金さえあればという、こういうことで色々なことが地方、地域においても構想されていたのですが、裏づけがないと、要するに森林としての具体的なマーケットというのは期待に反して意外と少ない、小さい、こういうことがあったものですから、この財源がということで、今までとは全く違う世界が、恐らく森林、林業だけではありません。我が国の全体を占めるところは圧倒的に森林ですから、地方においてはそれがもう8割、9割というところもあるわけで、そうなりますと森林だけではなくて、地域あるいは山村、そういったところがまるで違った世界が開けていく可能性がある。可能性です。こういう事態になっておまして、ここは全く我々はこれまでのように国、県におんぶに抱っこではなくて、私たちの住まいするところがしっかりと、私たちがしっかりと構想しながら、これらの財源を使っていくという、まさに新しい地方分権の中身ある時代がやってくるということ、あるいはそれをつくっていかねばいけないう、こういう時代に入ったというふうに捉えて間違いないのかなと、このように思っております。

そこは、いきなり国がこういう私たちにとってうれしい税制改革を行ったわけではなくて、いわば助走期間みたいなのが長いこと続いてきたというふうに思っています。古くは地方林政あるいは地域林政みたいなことで、1980年代以降、ずっとこういうひたひたと形をつくる、あるいはそれが壊される、こういう繰り返しの中で、やはり我が国全体が大きな世界のグローバル経済への移行とともに、具体的には1985年以降、あるいはそれが大枠の形をなして我々のところに届いてくるのは1995年以降の分権化に向けての動きですね。

これが1999年の年に法律として、一括法として、施行は翌年からということで、これがずっと続いてまいりますと。

こうした中で、実は岩手県は平成18年の年からいち早く、いわゆる森林づくり税とか、森林環境税と、地方版のというふうに言っているのか、地域独自課税としてのと言っているのか、森林環境税というのが全国にも今日的には37の府県、こういうことで、きちっとそれなりに下地があって、その上でということで捉えたほうが私はいいと、そのように思っておりますが、ここから先はやはり改めてしっかりと私どもは地方の、地域の森林、林業の管理と、その活性化と、そこがもたらすところの地域というものにとって、改めてビジョンなり具体的な使い道についてしっかりとした成案を得ることが大事だなと、このように思っています。

そこに当たっては、この審議会は、先ほどの資料にもちょっと触れられておりますように、実は重要事項については建議することもできるということになっております。そんなことを含めて、今までとは、マスコミがつとに揶揄するところの各種の審議会は形式でみたいな、そういうものとは違った、しっかりとした意見を持っていただき、中身をつくっていただき、相互に意見交換をいただければありがたいなと、このように思っています。

挨拶ではなくて、私が見ているところをちょっと申し上げただけのことですが、この審議会を有意義なものにするようにご協力をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、議事のほうに移らせていただきます。議事は、第2号議案というところがございます。表題にありますとおり、林地保全部会長さんとその委員さん、それから松くい虫対策の部会長さんとその委員さんの指名についてでございます。

これにつきましては、先ほどの資料1の裏側に参考資料というのがつけられております。森林法の施行令のところですよ。これを見ていただきますと、第7条の2項、3項でございます。そこにありますように、これについては審議会の会長が指名をする、あるいは委員をもって会長が充てるということになってございます。これによりまして、大変恐縮ですが、私からそれぞれ5名の部会員と会長さんを指名させていただければと、このように思います。

なお、資料1に戻っていただきますと、岩手県の場合のこの審議会における組織ということで、一番下のところに図が描いてありますね。資料1、表のページの図です。ここに林地保全部会は昭和50年の1月から、それから松くい虫対策のところは昭和62年の2月からそれぞれ部会が設けられていたということがそこに出ておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

早速でございますが、林地保全部会でございます。まずは川村委員、それから郷右近委員、きょうはご欠席ですが、佐藤順一委員、それと佐藤理香委員、それと最後に猪内委員、以上の5名をお願いをいたしたいと思っております。

なお、部会長には、ご欠席ですが、佐藤順一委員をお願いをしたいと、このように思っております。

続きまして、松くい虫対策部会につきましての委員でございます。まず、上田委員、お願いいたします。それから、上田康広委員、お願いいたします。3人目ですが、梶本委員、お願いいたします。そして4人目、菊池委員、お願いいたします。5人目になりますが、中村委員、お願いをいたしたいと思っております。

なお、部会長には梶本委員にお願いをいたします。

ここで、ただいま部会長さんに指名させていただきましたので、本来であれば佐藤部会長さんと、それからご出席でございますので、梶本部会長さんには簡単にご挨拶をいただければ幸いです。

(梶本卓也委員) 松くい虫対策の部会長になります梶本です。私、去年からこの審議会の委員をやっておりますけれども、うちの森林総合研究所でも県の松くい虫対策に関しては研究を進めておりますし、県と連携しながら松くい虫対策についてはいろいろと試験研究を行っているところです。この審議会、部会のほうで、そういった連携をさらに行政のほうに反映できるように、私のほうからもいろいろ協力できればと思っておりますので、各委員の皆さんにはご協力のほどよろしく申し上げます。

(岡田秀二会長) ありがとうございます。それでは、松くい虫も林地保全部会も大変案件が多くなっておりまして、なおかつこの審議会でもやっぱり具体的にいろいろと出ておりますので、どうぞよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

それでは、ただいまをもちまして、本日の審議会の1号議案、2号議案を終えることにしたいと思います。

ここからは、報告事項でございます。報告事項の1番目です。平成30年度の県の林業関係予算、この概要についてでございます。担当の技監あるいは課長さんから、ご提案をお願いしたいと思います。

(阿部林務担当技監) 林務担当技監の阿部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。資料ナンバー2をごらんいただきたいと思います。30年度の林業関係予算の概要でございますが、1ページから3ページまでが概要になっておりまして、5ページ以降がそれぞれ主要な事業についての説明になってございます。1ページから3ページまでは私のほうから、そして5ページ以降につきましてはそれぞれ担当課の総括課長からご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず1ページ目の上段、県林業関係の予算額でございます。30年度当初予算額は187億2,900万円となっております。前年度に比べて2億8,000万円余りの減少となっております。この主な要因でございますが、下に震災対応分とありますとおり、この震災関係の防潮堤などの工事が進捗したことによりまして、震災対応分で6億5,000万円ほど減少したところが大きいところでございます。

また一方、新たに意欲と能力のある経営体に集約化して、川上から川下まで連携した取り組みを支援する林業成長産業化総合対策、あるいは先ほど部長のご挨拶にもありました東京オリ・パラへの県産材の供給、そういったような新規事業を創設いたしまして、その分で4億ほど増額いたしましたことから、トータルで2億8,000万の減というふうな形になっております。

では、具体的な取り組みについて説明申し上げます。まず、復興計画関係でございます。I番目、これは県南地域を中心に放射性物質の影響を受けた原木しいたけの産地再生に向けた取り組みでございます。現在生産再開を希望されている生産者の約6割、183名の出荷制限が解除されているところでございます。残りの4割の方々の解除に向けて、必要な資材、あるいはハウスの整備、ほだ木の処分、あるいはほだ場の落葉層の除去などを支援して、解除を着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、II番目の地域の木材を活用する加工体制等の再生でございますが、林業事業体あるいは製材所等の加工体制の再生については既に完了しております。残りは海岸防災林の復旧整備でございます。高田松原などの海岸防災林の再生のための植樹を着実に、今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

引き続きまして、県民計画関係でございます。I番目の経営体の育成でございますが、大きくは昨年開講したいわて林業アカデミーの運営費、さらにはその研修生への奨学金である緑の青年就業準備給付金、そして持続的な森林経営を地域で実践する地域けん引型林業経営体、このスキルアップを支援していくこととしております。

2ページ目にお進みください。II番目の木材供給基地の確立に向けてでございます。新たに四角の2番目、真ん中でございますが、1番目の丸ポツでございます。林業の生産性を向上させる高性能林業機械の導入を支援するとともに、その下のほう四角の3番目でございます。1番目では、主伐から再生林の一貫作業を支援して、低コスト再生林、これを支援することとしております。その下のほうには、通常の造林、保育、間伐などの森林整備に対する支援を行う森林整備事業、そして林業生産活動の基盤となる林道整備事業、これらについてはほぼ前年並みの予算を確保して、着実に進めてまいりたいと考えております。

その次、III番目の高付加価値化と販路の拡大についてでございますが、1番目の丸ポツでございます。部長のご挨拶にもありました東京オリ・パラの選手村の選手ビレッジというところの建設に県産材を供給する事業でございます。

また、一番下と下から2番目でございます。県産材の新たな需要の創出、あるいは付加価値を高めた木材製品の開発、そして販路開拓、こういったことを支援してまいりたいというふうに考えております。

3ページ目にお進みいただきたいと思っております。IV番目でございます。魅力あふれる農山漁村の確立についてでございますが、1つ目の四角では、良好な森林環境を次の世代に引き継いでいくため、県民の皆様から1,000円を課税させていただいているいわての森林づく

り県民税、これを活用して、地域の方々の主体的な森づくり活動、あるいは森林環境学習活動、そういったものを支援しているところでございます。

また、V番目、環境保全対策と環境ビジネスの推進につきましては、いわての森林づくり県民税を活用して、森林の公益的機能を発揮できる針葉樹と広葉樹が入りまじった森林に誘導する誘導伐の実施、あるいは県木である南部アカマツなどの森林の病害虫の防除対策、そして木材チップ、あるいは木質のペレットなどの木質バイオマスの利用を促進する取り組みを進めているところでございます。

最後に、平成28年8月の台風第10号災害からの復旧についてでございます。岩泉町や宮古市などで被災した林道の復旧、林地災害を防止する治山施設の整備を行うこととしていくところでございます。

このように、戦後造成された本県の森林資源が利用期を迎えております。地域振興の鍵を握る林業、木材産業の活性化を図るため、攻めの林業施策を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

(大畑林業振興課総括課長) 林業振興課総括課長の大畑と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。私のほうから引き続き、お手元の資料ナンバー2、7ページ以降で、林業振興課の主な事業についてご説明をいたします。

なお、林業振興課、森林整備課、森林保全課と担当課ごとに順次説明をまいります。このためページが飛び飛びになりますので、その点ご容赦をいただければというふうに思っています。

また、説明は資料中ほどというか、事業内容と記載されている部分を中心にご説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、7ページでございます。ここについては、先ほどご説明がありました震災対応分ということで、放射性物質の影響によりまして、出荷制限あるいは風評被害、そういった被害を受けている原木しいたけの産地再生を図るための事業でございますけれども、引き続き7ページの特用林産施設等体制整備事業によりまして、しいたけ原木等の生産資材、あるいは簡易ハウスの整備、そういったところを支援していくということと、あと8ページにまいりまして、きのこ原木等処理事業、これによりまして汚染されたほだ木等の移動あるいは集積、あるいはほだ場、生産現場ですね、生産現場の落葉層除去など、生産環境の整備をして支援していこうというものでございます。

さらに、9ページでございますけれども、原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金によりまして、東京電力から損害賠償金が払われるまでの間、集出荷団体を通じまして無利子の資金貸付を行って、生産者の資金繰りを支援していこうというものでございます。

以上、生産資材の導入支援、生産環境の整備支援、資金繰り支援の3つの柱で生産者を支援いたしまして、原木しいたけの産地再生に取り組んでいこうというものでございます。

続いて、通常分、震災対応分以外ということになります。ページが少し飛びまして、17ページになります。いわて里山家づくり促進事業でございます。これは、県産材の安定供給を図るために、素材生産団体等による会議を開催しまして、情報の共有等を行うとともに、県産材を活用した住宅の普及を図っていくため、新聞広告、ホームページ、そういった媒体を通じまして、県産材を活用した家づくりに関する情報提供、PR、そういったものを行っていかうというものでございます。

続きまして、18ページでございます。18ページは、しいたけ等特用林産振興対策事業でございます。しいたけ、木炭、漆といった本県特用林産物の生産振興を図っていくため、2の(1)にございます原木しいたけ新規参入支援としての種駒の購入支援を行うとともに、(2)の最初のところにありますとおり生産技術の向上等を目指した研修会を開催していかうというものでございます。

それから、同じく(2)の後段の部分でございますけれども、放射性物質の影響により生産者数が大きく減少しております原木しいたけの生産振興、それから日本一の生産量を誇る木炭、それらの生産振興を図っていくために、生産者とともに今後の取り組み等を話し合う検討会を来年度新たに行うということにしております。

それから、19ページにまいりまして、林業成長産業化総合対策事業のうち、特用林産振興事業でございますけれども、これは国庫補助事業を活用しまして、県北地域の木炭生産者によります炭焼き窯ですね、製炭窯等の整備を支援していかうというものでございます。

それから、また少しページが飛びまして、24ページでございます。部長の挨拶にもございましたけれども、東京2020オリンピック・パラリンピック県産材利用促進事業でございますけれども、選手村施設としてのビレッジプラザの整備に必要な木材を提供するというものでございます。このビレッジプラザの整備に必要な県産材を提供するというこの機会を活用しまして、県産材を全国あるいは海外に向けてPRしていかうというものでございます。提供する樹種につきましては、今のところアカマツとカラマツを予定しております。そのほかに構造用合板を提供するという予定にしております。

また、少し飛びまして、28ページになります。28ページのいわての次世代林業・木材産業育成対策事業のうち、次世代経営者・技術者等育成事業につきましては、県産材による公共施設等の木質化を促進していくため、有識者による検討委員会を設置して、技術的課題の検討を行うということと、あとパブリックスペース、公共的な空間の内装を木質化する提案を募りまして、これを実証して普及啓発の場として活用していく、そういった取り組みを実施していかうというふうに考えているものでございます。

それから、29ページ、いわての次世代林業・木材産業育成対策事業の高品質木材製品販路開拓支援事業でございます。これにつきましては、セミナーを開催いたしまして、事業者の技術力向上、製品開発、高付加価値化、こういった取り組みを支援していくということと、あと東京都で開催をされておりますWOODコレクション、モクコレと呼ばれておりますけれども、そういったものへの出展支援、あるいは大手企業とのマッチング支援、

このほかに県外での県産材の売り込み活動、そういったことを行いまして、県産材の高付加価値化あるいは販路拡大、そういったところに取り組んでいこうというものでございます。

それから、30ページ目でございます。ここからは、県民税を活用した事業となります。30ページの県民参加の森林づくり促進事業は、いわての森林づくり県民税を財源にいたしまして、NPO等の住民団体が実施する森林をつくる活動、森林を学び活かす活動など、2の(1)から(5)に掲げる活動を支援しようというものでございます。

それから、ちょっと飛びまして、33ページでございます。33ページは、いわて環境の森整備事業でございます。これも県民税を財源にいたしまして、森林の公益的機能の維持増進を図るため、2の(1)に記載しておりますとおり、公益上重要で緊急に整備する必要のある森林につきまして、針葉樹と広葉樹の入りまじった森林に誘導する間伐を行うものであります。このほか森林病虫害被害対策、あるいはアカマツ林の広葉樹林化、そういったところについても支援していく取り組みでございます。

林業振興課分、最後になります。35ページでございます。木質バイオマス熱電利用促進事業でございます。これにつきましても、フォーラムの開催、あるいはコーディネーターによる技術指導、こういったことを通じまして、木質バイオマスの利用促進を図っていくということ、それからあと来年度新たに木質バイオマスを理解し、地域で活動できる人材の育成を目指した研修会を開催したいというふうに考えてございます。

林業振興課の説明は以上でございます。

(佐々木森林整備課総括課長) 森林整備課の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは、森林整備課分の事業について説明させていただきます。

まず、震災復興分として、10ページ目になりますが、広葉樹林再生実証事業になります。こちらは、放射性物質に汚染した広葉樹の森林について、ほだ木ですとか、あるいは木炭と、そういうふうな材を出すために山を伐採して新しく更新していくという事業で、またその後の放射能がどういうふうな状況で推移しているかということモニタリングする事業になります。これは国庫100%の事業でありまして、県南のほうでは来年度100ヘクタールほどこの事業を行うことにしております。これは32年までということで、モニタリングの期間は3年間必要になりますので、来年度以降実施する場合については、1年ぐらいモニタリングを自分たちでお金を出さなければならないということを条件で行うこととなります。

次ですけれども、ページは14ページになります。ここからは通常分の事業になりますが、緑の青年就業準備給付金、これは今年度4月に開講しました林業アカデミーの研修生に対する就業準備給付金ということで、月額12万5,000円ほど奨学金のような形で出すものであります。来年度は18名でありますけれども、3名ほど既に就職した状態で研修を受ける方がいますが、その方たちは対象外になりますけれども、残り15名についてはその給付金を

いただけるようなことになろうかと思えます。

次に、15ページの森林経営実践力アップ研修、これは本県で平成18年度から地域けん引型経営体というものを育成してきましたけれども、このけん引型経営体の能力向上ということで、セミナーの開催ですとか、経営体に対して色々な専門家を派遣するというような形で、能力向上を図ろうとする事業であります。

次に、16ページになりますが、林業成長産業化総合対策事業のうち、間伐等森林整備推進事業、こちらについては来年度の事業として予定されているものは、2つの森林組合ですけれども、高性能林業機械を導入するというようにしております。

次に、少し飛びますが、今度は20ページになります。林業成長産業化総合対策事業の中の主伐・再造林一貫作業システムという事業になりますが、これは低コスト化を図るために普及定着を図っていくということで、伐採した後にすぐに再造林できるような機械等を活用しながら低コストの再造林システムを構築していこうとする事業でありまして、これまで主伐のほうでは、主伐をしたときに発生する枝条とか、そういうものの整理とかが補助の対象になるというもので、丸太そのものの集材とか運搬部分についてはこの事業の対象になりませんが、主伐時に発生する地ごしらえ等で必要になる集積等は、事業の対象にしようとするものであります。

その次の21ページになりますが、森林整備事業です。これは一般的に行われている山の色々な作業、地ごしらえ、再造林、下刈り、除伐、枝打ち、それらの森林の施業全般をこの事業で行うことになっております。

今回の資料には出ておりませんが、29年度の補正予算で間伐あるいは作業道を開設する予算がついておりまして、そちらのほうで主に間伐・作業道を行うことにして、こちらは造林、下刈りとか、間伐・作業道以外の事業を主に行っていくということにしております。

少し飛びますけれども、31ページになります。いわての森林づくり推進事業の中のいわて森のゼミナール推進事業、これは児童生徒をはじめ、県民の方に対して森林、林業に関する学習の機会を提供し、理解を醸成するというので、児童生徒さんたちを対象にした森林学習会、それと地域のリーダーの人たちに対する森の実践ゼミナールということで指導者の研修会、あるいはその地域のプラン、経営活動プランをつくるというようなことで行ってきました。

来年度は、2の(1)の②にあります、学校林を活用した色々な林業施策、木材を活用した木工体験等を新たにこの事業で実施していこうとするものであります。

次に、その裏の32ページになりますが、森林・山村多面的機能発揮対策事業、30ページのほうにあります県民税で行っております県民参加の森林づくり促進事業と類似しておる事業でありまして、県民税事業のほうを拡充するような形で実施していきたいと思っておりますが、色々と地域の森林所有者ですとか、地域住民等で構成する活動組織が実施する森林整備ですとか、森林資源を活用した木炭生産ですとか、きのこづくり、そういうふうなものも対象になりますし、そういう活動を行うための路網整備等が対象になります。山

に今まで関心を失っていた森林の所有者の人たちが、自分たちの身近な山の手入れをすれば金がもらえるのだなということで、県内では大分活動組織が出てきております。これから新たな林業管理のシステムが動いてくるような流れが出てきておりますが、その卵を養成するような事業にもなるのかなという形で、このことを通じて本格的な山の仕事に就いていこうと思うような人たちが育っていただければいいなというふうに思っております。

それから、34ページ、松くい虫等防除事業でありますけれども、県内も大分松くい虫、ナラ枯れの被害が出てきておりますが、先端地域とまん延地域というふうに分けて、松くい虫の対策についてはまず先端地域については監視強化と徹底駆除、そしてまん延地域については樹種転換をして松林そのものを別な林にかえていくというような形で行っております。

それと、近年大変な問題になってきているのがナラ枯れの被害です。こちらについても、この松くい虫の限りある予算の中で行っているわけですが、先端地域というか、初発地域、そこについては徹底的に防除していきたくと思いますが、かなりの勢いで、今までの松くい虫とは全然考えられないくらいの勢いで被害が拡大していくものですから、とても今までの手法ではやっていけないということで、まだ健全な森林であるうちに、特にナラ類でも太い材ほど被害に遭うということで、被害に遭ってからでは遅いということで、少しでも早く利用してもらおうのいいだろうと。それが防除につながるということで、今年度秋に県民税事業の中のメニューとしてナラ林健全化促進事業というのを、機能を拡大しまして、今までよりも広い範囲をこの事業である程度助成金を出しながら伐採を促していくというふうな制度に切りかえております。

以上、森林整備課分の説明について終わります。

(漆原森林保全課総括課長) 森林保全課の漆原と申します。よろしく願いいたします。私のほうから4つ説明させていただきます。

12ページをお開きいただきたいと思います。飛び飛びで申しわけありません。6、治山事業でございます。山地に起因する災害から県民の生命、財産を守るとともに、森林の公益的機能の向上を図るため、荒廃した森林の復旧や水源地域の森林の整備を実施する事業でございます。

事業内容については、近年台風とか集中豪雨、地震等によって山地災害が多発していることから、計画的に山腹での工事、溪間での工事、森林整備などの治山対策を実施する中身で、30年度の予算については40箇所実施する予定になってございます。

若干40箇所の中身を説明させていただきますと、岩手山の火山対策ということで1カ所、それから昨年の台風災害の岩泉町での激甚災害対策ということで1箇所、それから機能が落ちて荒廃した森林の整備を7箇所、それから先ほど来出ている防災林造成、防潮林の整備等、それからこの写真が出ておるようなところに段をつくるような工事30箇所を実施して、合計で16億円の予算を措置してございます。なお、東日本大震災で被災した防潮堤に

については、29年度で工事が終わるという予定にしておりますので、予算措置がされていない状況でございます。

次に、22ページをお開きいただきたいと思います。16番の林道整備事業でございます。森林施業の効率化と山村地域の振興を図るため、森林整備の基盤となる林道を整備したり、改良を実施する事業でございます。30年度については、新規路線2路線を含めまして、27路線整備をしてみたいと思っております。予算については15億円ほど予算措置をしております。

次に、23ページでございます。林道災害復旧事業でございます。自然災害により被災した林道の機能を回復するため、林道施設の災害復旧を実施する事業でございます。台風第10号等で被災した林道等については、被害が査定されて、決定額が54億円ほどになっておりますが、28年度の補正、29年度の予算でほぼいいところまで来ておまして、30年の予算については18億円ほどの予算、15路線、57箇所を実施すると。それから、29年度に発生した災害について、2路線、2箇所、1,000万円ぐらいを計上しております。合計すると18億2,000万円ぐらいになるのですけれども、それ以外については30年度に発生するかもしれないものに対して、箇所は未定のまま予算を計上した部分で、20億円余の予算を計上しております。

飛びまして、最後のページ、36ページでございます。ハード事業ではなくて、ソフト事業になります。森林環境ビジネスモデル事業でございます。国内の二酸化炭素の排出、吸収の取引のためのクレジットの関係の事業になります。

地球温暖化防止に貢献するとともに、国のJークレジット制度を活用して森林環境ビジネスを実施するというものでございまして、岩手県の県有林から発行しておりますJークレジットについて販売促進をするための活動用のPRパンフレット等の作成費用を予算化しているものでございます。ちなみに、5,594トン発行しておまして、単価は1炭素トン当たり1万5,000円、税抜きでございます。現在まで販売トン数は3,685トン、残りが1,900トン余りとなっております。

簡単ではありますが、以上でございます。

(岡田秀二会長) ありがとうございます。大変興味深いご説明資料で、ご質問、ご意見があるかと思うのですが、時間を見ながら上手に質問、意見をいただきたいと思います。どの課の担当分でも結構です。いかがですか。

はい、どうぞ。

(菊池富士子委員) 松くい虫の感染が県南の方で広がっているところなのですけれども、今まで各事業で補助金もらって間伐とか実施したというところで10年とかの契約の縛りがある、そういうところで松くい虫の対策が出されていて、今おっしゃっていた事業が縛りの期間の中でも通用するのかどうかお聞きしたいのですけれども。結局、補助事業で間伐

とか実施したところですが。

(佐々木森林整備課総括課長) 今のは、松くい虫の防除事業をやったところでしょうか。

(菊池富士子委員) 防除事業じゃなくて。

(佐々木森林整備課総括課長) 森林整備で間伐なんかをやったところで、松くい虫の被害を受けたようなところでしょうか。

(菊池富士子委員) せっかく間伐の手入れしたのですけれども、被害を受けてもう生育が望めないところとかを皆伐して植樹するという事業に、その縛りの期間が10年とか。

(佐々木森林整備課総括課長) 5年ですね。県民税事業ですか。

(菊池富士子委員) 県民税だと20年……。

(佐々木森林整備課総括課長) 20年ですね。

(菊池富士子委員) ではなくて、10年縛りとかというのがあったのですけれども、これを活用できるかどうかをお伺いしたい。

(佐々木森林整備課総括課長) 森林整備事業で行った場合は5年間の縛りが出てきます。樹種転換事業とか新しくまた森林整備事業を受けようとする場合は、やはり5年置いた後にやっていかないといけないと思います。

(菊池富士子委員) その期間を過ぎないと当てはまらない。

(佐々木森林整備課総括課長) 新しく森林整備事業の予算をもらって樹種転換事業、皆伐するような事業を行う場合はやはり縛りがあると。

(菊池富士子委員) わかりました。

(岡田秀二会長) そのほかいかがですか。意欲的に新規の利用が随分出てきておりますし、継続でも従前に周知されていない事業もあるようにも思いますが。

はい、どうぞ。

(梶本卓也委員) 東京オリンピック・パラリンピックで新規で県産材利用促進ということでカラマツとアカマツを使っていくということで、具体的にはどれぐらいの量を見込んでいるのかというのと、あと間伐材なのか、主伐も含めてなのかかわからないですけれども、その後の材の出し方も含めて教えてください。

(大畑林業振興課総括課長) 供給量につきましては、アカマツ、カラマツ合わせまして115m³ほどを予定しております。それから、合板も提供することにしてございますけれども、合板については今のところ300枚程度を供給する予定にしてございます。いずれにつきましても、東京オリンピック組織委員会が定めております認証材といいますか、環境に配慮した木材調達ということになっておりますので、森林認証を受けた森林、あるいは加工場、そういったところで加工したものを提供していこうというふうに今のところ考えてございます。

使う木材ですけれども、主伐したものになるのか、間伐したものになるのかというのは、今ちょっと県内の関係団体と調整をしております。市場を通じて丸太を購入して、それを加工場に持って行って加工していくのか、あるいはもう県がこの山だと決めて、この山から切ってきて、それを加工場で加工するのか、ちょっとそこは今関係団体と調整をしておりますので、間伐材になるのか、主伐したものになるのかは今のところまだ決めかねております。

(岡田秀二会長) そのほかいかがですか。

私から21ページ、15番目の森林整備事業ですが、これの3番目の四角で、そのうちの(3)番目、括弧書きで農山漁村地域整備交付金と、このように出ていますが、これは森林山村対策で総務省と国交省、農水が一緒になっての対策事業でこれをやるということなのか。要するに財源のところ。

(佐々木森林整備課総括課長) この事業で対象になっているのは林道の整備分、森林整備事業の中には山づくりと林道整備も入っております、この農山漁村のほうについては林道分の事業になると思います、この対象事業は。

(阿部林務担当技監) この農山漁村地域整備交付金でございますが、これは農林水産省が土地改良あるいは漁港、あるいは森林整備、林道も含めてですが、それらを一体的に都道府県に配分しましょうと、そして都道府県の中で配分を決めて、そして森林整備なり土地改良だったり、あるいはそういうふうなものに使っていくというふうな交付金でございます、その中で今回この配分いただいた分については林道整備なり、あるいは森林整備のほうに活用するというものでございます。

(岡田秀二会長) 昔の自治省だとか、国交省と一緒にあった森林山村対策という別の枠組みとは違う。

(阿部林務担当技監) その大きな流れを受けて農水省の中で一括してという。

(岡田秀二会長) わかりました。

そのほかいかがですか。

はい、どうぞ。

(泉桂子委員) 10ページの4の事業なのですけれども、汚染された里山を再生するということなのですけれども、汚染された落ち葉というのはどういう処理されるというふうにイメージしたらよろしいのか、少し教えていただきたいなと思いました。

(佐々木森林整備課総括課長) この事業でやっているのは、放射性物質で汚染された広葉樹の山の木の部分ですね。落ち葉とかその辺は、特に、例えば落ち葉かきとか除去するというのではなくて、汚染された広葉樹を伐採して、それを活用して、その後萌芽更新していきますので、萌芽更新したそういう木がモニタリング調査して放射能汚染の程度がどうなっているのかというふうなことで、伐採して更新することによって早く広葉樹の山が再生されるということで、落ち葉は特に対象になっておりません。

(泉桂子委員) 伐採木はどのように利用されますか。

(佐々木森林整備課総括課長) 伐採木は、主にチップとして利用されていることが今のところは多いようです。そのままいたけの原木とか、放射能の高いエリアですので、しいたけ原木林として使えないとか、木炭の材料として使えないというところがこの事業の採択条件になってきますので、基本は製紙用のチップということで使われると思っています。

(泉桂子委員) バイオマスに行くことはないのですか。

(佐々木森林整備課総括課長) そうですね。ほとんど広葉樹ですので、バイオマスにはこちらのほうは使われていないです。

(岡田秀二会長) そのほかいかがですか。

はい。

(中村美明委員) 32ページなのですがすけれども、森林・山村多面的機能の補助金をいただきまして、木こりをしています。7年目に入るのですけれども、いつもありがとうございます。

私たちの前に立ちはだかるのは、境界線なのですけれども、年の初めに、事業を始める前に役場等、役所等で図面をとらせて手続をするときには、国調が済んでいるので大丈夫ですよと声をかけられるのですが、現実の山に入ると境界線がないというか、わからない。全く素人の人たちが始めるには、境界線が遠過ぎるというか、わかりづら過ぎて、そこにもものすごい時間がかかってしまっています。その辺は、これからもっときめ細やかにならないものかなという気持ちがあります。

それと、アカデミーのほうでこれから毎年15人ずつ輩出されることはすごくありがたいのですが、木を切っていますと、現実には山主の人たちが「何しているんだ」と来るのですけれども、「この辺に山持っていらっしゃるんですか」と言うと、「そうです」とは言うのですけれども、もう何が何だかわからないし、どうしていいかは一切わからない、何代目の人なのかもわからないのです。現実には山を持っている人たちが自分の山を整備することがすごく手っ取り早いようなイメージを自分たちは山に入ると思っています。その辺のところ、現在山を持っている人たちに対して、こうすれば山を始められますよとか、境界線はこうなっていますよとか、現在山を持っている人たちが一歩山に入れるような工夫がスタートのような気がしてならないのです。その辺のことは、議題に上ることなのであるのかなと思ひまして、お尋ねしたいです。

(佐々木森林整備課総括課長) 委員からご指摘あったように、山の整備をするに当たって、代がわりが進んで、もう自分の山がどこにあるのかわからないとか、国土調査は入っているのだけれども、山に行ったことがないので、どこからが自分の山なのかわからないというのは森林の手入れをする上でのすごく大きな問題になっているようです。まだ国土調査が入っているところであれば手がかりはあるのですけれども、国土調査も入っていないところになるとますますわからないというところがあると。

なお、国土調査が入っているところであれば、最近のGISとかGPS、GPSという自分の位置がわかるような機器がありまして、国土調査の周囲を自分でちゃんと大体の手がかりとなる場所を歩いて、ああ、ここが境なのだなど。山のほうは意外とおじいちゃんの代とかそういうときに、境界のところには何か目印になるような木を植えていたり、石があったり、何かその境になるようなものを痕跡として残しているようなことが結構多いようですので、そういうふうなところを近くまでGPSを持って歩いていけば、ここが境なのだなど。勝手に自分で決めるわけにはいきませんので、隣の所有者と話し合いで決めなければならないのでしようが、そういうふう境界を確定したりするための森林整備活動支援交付金という、境界確定をするための事業といたしますか、お金も出ますので、今回多面的機能のためのものということではちょっと対象にはならないかもしれませんが

も、そういう境界確定みたいなものもある程度事業として行うような技術もありますし、そういうふうな交付金というか、お金もあります。

いずれ、本当に手入れがされていない山を市町村が受けて管理をしていくということがこれからどんどん必要になってくる場合に、今までの人たちだけでは管理しきれないと。実際に森林組合ですとか林業事業体、そういう意味ではエコネットさんのように皆さんに作業の仕方を教えたり、山の色々な活用の仕方を教えたりしているような事業体が、この森林・山村多面的交付金事業ですとか、あるいは県民参加の森林づくり促進事業とかを使って、山に関心を持つような、あるいは山の仕事の仕方などを教えたりしてくれている組織がかなり活発になってきていますので、そういう人たちがこれからどんどん参入して、これからの色々な森林譲与税が出てきた場合にも予算をしっかりともらって、山づくりに参入するようなことも可能になってくるのかなというふうに考えております。

(阿部林務担当技監) 後段のほうで所有者の方々が山林、森林に関心を持っていないということから、山も荒れ放題だというふうなお話をいただきました。私どももそこが一番問題点だと思っております。やはり山に関心を持っていただいて、山の整備、あるいは山の木を、こう言うてはなんですが、業者の方々に二束三文で売るのでなくて、今木材価格はこういうふうになっていますよと。例えば岩手県の民有林の半分が広葉樹でございますけれども、それはこれまでは製紙用チップでしか売れませんよという話でしたけれども、実は用材で売ると大変高い価格で売れるといったようなことがございます。そういったような情報が所有者の方々にしっかりと届いていないのではないかとというふうに考えております。ですので、所有者の方々に経営に関心を持っていただくための適切な情報提供をしていかなければならないのではないのかなと。ですので、林業普及指導員という者が各現地機関におりますので、そういった者を通じて、あるいは森林組合からでも結構ですし、今の山、あるいは木の値段とはこういうものなのだよと、こうすれば低コストで森林整備活動ができるのだよというふうな正確な情報を森林所有者の方々にしっかりと伝えていきたいというふうに考えております。

(岡田秀二会長) ありがとうございます。それでは、まだ意見もあるかもしれませんが、次の報告事項もあるものですから、ここで終えたいと思いますが、所掌しているそれぞれの担当課から説明をいただきましたが、全体像としては経営体を育成すること、あるいは山元、あるいは川中を通じて木材の供給基地をしっかりとつくるということ、それと高付加価値化を目指したさまざまな試みに対する支援、そして地域全体で、もう一つは新しい環境がビジネスになるという、こういう側面についてきちっと県としては施策化、政策化、事業化していますということであったかと思えます。どうぞよろしく願いをいたしたいと思えます。

それでは、2番目の森林環境税等の創設についてでございます。ご提案をお願いいたし

ます。

(大畑林業振興課総括課長) 林業振興課の大畑でございます。資料ナンバー3、森林環境税等の創設についてという資料でご説明をさせていただきます。

森林環境税につきましては、昨年12月14日の平成30年度与党税制改正大綱が公表されて、その中に盛り込まれてございます。

まず、1の(2)のところでございますけれども、森林環境税は地方固有の財源として、市町村と都道府県に対し、その全額が森林環境譲与税として譲与されるという仕組みになってございます。

その下のイメージ図をごらんいただければと存じます。図の左側が森林環境税、右側が譲与税となります。左側の森林環境税は、平成36年度から課税が始まります。その下の納税義務者から年額1,000円が国税として徴収されます。この徴収事務につきましては、市町村が行いまして、県を通じて国の特別会計に払い込まれる、そういう仕組みになってございまして、税収は国全体で600億円程度と見込まれてございます。

次に、右側の譲与税のほうでございます。これにつきましては、森林環境税の課税に先立ちまして、市町村が主体となった新たな森林管理制度の創設が予定されている平成31年度から譲与が開始をされます。森林環境税が課税されるまでの間、国の特別会計において譲与すべきお金を借り入れて地方に譲与すると、そういう仕組みになってございます。

配分基準につきましては、イメージ図の森林環境譲与税という赤い文字の下のところに配分基準と書いてございますけれども、私有林人工林面積、林業就業者数、人口を基準として譲与をいたしますけれども、都道府県には総額の10分の1、市町村には総額の10分の9がそれぞれ譲与されるということになってございます。

それから、譲与税の用途でございますが、大まかに言いますと、都道府県は市町村が実施する取り組みへの支援、それから市町村は間伐あるいは人材育成、担い手の確保、それから木材利用の促進、普及啓発、そういったところに充当されるということになってございます。

次に、2の経過措置というところでございます。森林環境税の課税開始時期と譲与税の譲与開始時期がずれているということがございますので、各年度の譲与額ですとか、市町村と都道府県の譲与割合に経過措置が設定をされてございます。

下のグラフをごらんください。各年度の譲与額については、市町村の体制整備の進捗に伴って増加されるように設定をされてございます。特別会計の借入金で譲与がスタートする平成31年度が200億円、以降3年から4年ごとに100億円ずつ増加いたしまして、借入金の償還が終了する平成45年度以降は満額の600億円が譲与されるという仕組みになってございます。

その下の表でございますけれども、平成31年度以降の市町村と都道府県の譲与割合を示してございます。制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいというふう

に考えられますので、平成31年度から36年度までは市町村が80、都道府県が20で、段階的に都道府県の割合が減少いたしまして、平成45年度から本則どおりの市町村90、都道府県10という割合になるよう経過措置が設定をされてございます。

それから、その下の部分でございますけれども、一番下のところにつきましては全国の市町村への譲与総額を記載してございます。平成31年度の160億円から平成45年度の540億円と段階的に譲与総額はふえていきます。都道府県の譲与総額については、制度創設時が40億円で、34年度以降は60億円で固定されるというような仕組みになってございます。この金額につきましては、全国ベースでの金額というふうになります。

それから、2ページ目、裏面に参りまして、3でございます。市町村による新たな森林管理でございます。これにつきましては、国におきまして市町村が主体となった新たな森林管理制度の法制化を今検討して、恐らく今開催されております国会に法案として提案されるものというふうに思っております。

その概要をご説明をさせていただきます。市町村による新たな森林管理制度では、一部の報道では森林バンク制度といったような表現もされているかなというふうに思っておりますが、イメージ図、左側の森林所有者に対しまして伐採後の再造林、適正な保育、間伐の実施、そういったこと、適切な森林管理の責務を明確化した上で、森林所有者が管理できない森林を市町村が委託を受けて管理するという仕組みでございます。

イメージ図の真ん中、市町村におきましては、委託を受けた森林のうち、経済ベースでの森林管理が可能なものにつきましては、右側の意欲のある林業経営者に再委託して、一方で自然的条件が厳しいとか、そういったことがあって経済ベースでの管理が非常に難しいという部分については市町村が直接管理をするという仕組みでございます。この市町村が直接管理する部分に森林環境譲与税が充当できる仕組みになるだろうというふうに思っております。以上が森林環境税と市町村による新たな森林管理制度の概要ということになります。

資料には記載がございませんけれども、これらの制度導入に向けましては、専門職員の配置が少ない、林業職員の配置が少ない市町村の体制をどう整えていくかというところだろうというふうに思っております。そういう意味で県として、そういった市町村の体制整備支援ということをきちっと考えていくということ、それからいわての森林づくり県民税ということで、平成18年度から森林環境税的な県民税を県民の皆さんから頂戴してございます。その県民税のあり方をどうするか、国税ができたことによって県税はどうするかというところについても、そのあり方を考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

市町村に向けましては、今月上旬ですけれども、林野庁の職員をお招きして説明会を開催をしたところでございますし、今県として市町村向けにアンケートをとりまして、県としてどういう支援を、県にどういう支援をしてほしいのか、どういう取り組みをしてほしいのかというようなところの意向の集約というものを進めてございます。そういった市町

村の意向を通じまして、具体の取り組みを検討して、何とか31年度の円滑な制度導入というところに結びつけていきたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

(岡田秀二会長) ありがとうございます。何かご質問、ご意見があればいただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

(猪内次郎委員) フォレストサービスの猪内と申します。森林環境税の仕組みについて、非常に聞いているだけでもいいシステムだなと思っております。600億というお金が市町村に配分されるということも非常にいいことですし、やれる山が少なくなっているという地域の林分配置を見る上でも、森林所有者がみずから市町村に委託をしたり、そういう意識を喚起するというのは非常にいいことだと思っております。

全体的に意見なのですけれども、先ほど県の森林税も含めて、岡田会長もお話しされたとおり、非常に林業界は成長産業化ということで風が吹いている。そういうチャンスを逃さないように、林業事業体であるとか、人材の育成ですね。お金はついたらけれども、やる人がいない、ではそのお金をどうするのだという mismatch を減らすように、引き続き支援や管理といいますか、そういったところをお願いしたいなと思っております。

話を聞きますと、素材生産するオペレーターというのは比較的簡単に育成できるのですけれども、育林をやるような技術者ということは非常に事業体の中でも不足している現状がございます。それは体力的な面もあるし、メンタル的な面もあるのですけれども。こうやって採算ベースの合わない森林というのは、恐らく2時間歩いたり、非常に条件的に厳しい山、道のつかないような、境界もわからないような、シビアなコンディションで働く技術者、その方を育成できるように支援いただきたいということと、意欲と能力のある林業経営体、林業経営者というところにもっと厚みを持たせて、地域の方をお手伝いいただいたりできるような方を増やせるようにしていただいて、せっかく制度が整ってきたのに、やる人がいないとか、余すということがないようにお願いしたいなと感じております。

(岡田秀二会長) ありがとうございます。ぜひコメントを。

(大畑林業振興課総括課長) 市町村の体制を含めた人材育成という部分でございますけれども、市町村の体制整備につきましては、これから市町村の意向を聞きまして、県として何をすべきかというところを考えていきたいというふうに思っております。

法律が案としてそのうち表に出てくるだろうなというふうには思っていましたけれども、例えば県が代行して事務を行うとか、そういった仕組みもできるやに聞いてございますの

で、そういった仕組みを導入当初うまく使いながら行くとか、ただそればかりに頼っていても市町村は育ちませんので、そういう意味で市町村をいかに育てていくかというところを県としてもしっかり考えていきたいというふうに思っております。

それから、民間事業者の人材育成という部分につきましては、アカデミーを通じて毎年15人ほどの人材育成をしていきますし、先ほどは意欲のある林業経営体を厚みを増していくという話もございました。県では地域けん引型林業経営体ということで、今43ほどの事業体の育成をしてございますけれども、それに委員ご指摘のとおり厚みを持たせる、あるいは多面的交付金ですとか、県民税を使って地域で森林活動を行っている方々、そういったところがさらにステップアップする意向があるのであれば、その育成をしていくとか、そういったところにつきましてもさまざまご意見頂戴しながら、県としてどう取り組んでいけばいいのか考えていきたいというふうに思っております。

(岡田秀二会長) ありがとうございます。そのほかいかがですか。

私なんかちょっと懸念するというか、大丈夫かな、やれるかなと思うのは、森林所有者の所有の責務、これを明確化する一方で、所有者から意向を聞いて、市に管理委託をお願いするという、この間のところ、所有者理解、あるいは日本人特有に余り明確化しないで、どっちでもいいな、何かいいぶら下がってくるものがないのかなみたいな、こんなところでずっと先延ばし論というのはやっぱりあったので、明確な客観的な指標に基づいて、もうこれはあなたの財産だけれども、やっぱり社会性、公益性、社会的な基盤として、これ以上放ったらかしはできませんよという、何か客観性ある指標があると少し動いていくのかなという感じがして、そこに向けての事前の、いわば譲与税は市が、あるいは町がそういう森林を持ったときに主体的にということに使うのですというイメージが非常に強く出ているのですけれども、その前段階のところでもそんなことができると、やはり全体のスキルをしっかりと動かせるのではないかなと、こんなことを考えます。

そのほかいかがですか。もしなければ、刻々と動いている、まだきちんと成立しているわけでもありませんので、それと同時に県と市町村の独自性、これを出せる、そういう枠組みになっていますので、ぜひとも皆さんからもご意見をいただきたいなと思います。

それでは、続きまして、次期の県の総合計画、これとの関係の説明事項でございます。ご提案をお願いいたします。

(田澤政策推進室主任主査) 県の総合計画を所管しております政策地域部政策推進室の田澤と申します。県の総合計画でありますいわて県民計画につきましては、計画期間が平成30年度末までということになっておりまして、現在、次の総合計画の策定に向けた検討を進めております。本日は、少し時間をいただきまして、次期総合計画の検討状況、それから今後のスケジュールなどについてご説明、ご報告をいたします。

資料ナンバー4の1をごらんいただきたいと思います。1の計画策定の趣旨についてで

すけれども、県民一人一人多様な主体が今後10年間に何をすべきかを考え、力を結集して行動していくための目指す将来像、取組の方向性を明らかにしようとするものであります。

計画の役割といたしましては、今後10年間の県の政策推進の方向性あるいは具体的な取組を示す、いわゆる行政計画としての役割のほか、あらゆる主体がみずから取組を進めていくビジョンにもなるようなものにしていきたいと考えております。

計画の概要でございますけれども、いわて県民計画の終期を迎えた後の2019年度からの10年間と考えております。

計画の構成につきましては、現行の県民計画と同様、10年間の方向性を示す長期ビジョン、それから長期ビジョンに基づいて具体的な取組等を盛り込むアクションプランによる構成を考えております。このアクションプランにつきましては、4年間の期間で策定するというように考えております。

それから、計画の主な方向性でございます。1点目といたしましては、新聞報道等でもごらんになったかと思えますけれども、幸福をキーワードにしていきたいということで考えております。この幸福をテーマとすることにつきましては、県の復興計画の中でも被災者一人一人の幸福追求権の保障ということを復興に向けた基本方針と位置づけて復興を進めてきております。こうした復興の考え方、幸福追求権の保障といった考え方を次の計画では県全体に広げていこうというような考え方に基づくものでもございます。

それから、2ページのイをごらんいただきたいと思います。復興計画の関連ですけれども、復興計画の計画期間も平成30年度までの8年間ということで、いわて県民計画と同じタイミングで計画期間を終えることとなります。このため次期総合計画におきまして、この東日本大震災からの復興に向けた基本方針、基本原則、被災者一人一人の幸福追求権の保障といった考え方を引き継ぎまして、次期総合計画の中で復興の取組を明確に位置づけて、切れ目なく復興の取組を進めていくということで考えております。具体的には、長期ビジョンの中に復興に関する章を1つ設けまして、復興についての基本的な考え方を位置づけて、いずれ必要な取組は最後まで実施していくということを明示していきたいと考えております。

それから、先ほどご説明したアクションプランなのですが、現在は政策編、地域編、行政経営編の3編構成としておりますけれども、新たに復興に関するアクションプランを別途作りまして、復興について今後4年間でどういう取組を具体的にやっていくのかということがしっかり見えるような形にしていきたいと考えております。

計画策定の進め方でございますけれども、基本的には県の総合計画審議会で審議を行ってまいりますが、復興にかかわる部分については県の復興委員会にもお諮りをします。それから、各分野の審議会にもご説明し、ご意見を伺っていきたいと考えております。また、県民の皆様からも幅広く意見をお聞きする取組を展開してまいります。

6の策定スケジュールでございます。こちら6月ごろに審議会から中間答申をいただきまして、素案を公表したいと考えております。その後地域説明会、パブリックコメントを

経まして、9月には案を公表すると。この時点では、アクションプランの素案もでき上がりますので、再度地域説明会、パブリックコメント等を経まして、11月ごろに審議会から最終の答申をいただくという想定でございます。

県の総合計画ということですので、議会の議決が必要となります。平成31年の2月議会でご審議をいただき、議決をいただいた後、平成31年度当初から新たな計画のもとで復興をはじめ各分野の取組を進めていきたいというふうに考えております。

次の3ページの別紙1ですけれども、ご説明したスケジュールを図の形で整備してございますので、後ほどごらんいただければと思います。左下の点線囲みのところにありますのは、県民の皆様からできるだけ幅広く意見を伺っていきたいということで、今現在進めている取組、それから今後進めていく取組を整理したものでございます。

次の4ページでございます。別紙2として次期総合計画の構成イメージをお示ししております。長期ビジョンでは、上から2つ目の理念のところ和幸福についての考え方、こういったものを整理してお示しをします。

それから、上から5つ目、復興推進の基本方向のところ、先ほど申し上げたように復興の基本的な方針、方向性等を示していくということでございます。

その下の政策推進の基本方向では、農林水産業初め各政策分野の10年間の政策推進の方向性を打ち出してまいります。

アクションプランにつきましては、先ほどもご説明いたしましたけれども、基本的に4年間の実施計画ということで考えておまして、復興プラン、政策プラン、地域プラン、行政経営プラン、これ仮称でございますが、4つのアクションプランをつくってまいります。

それから、資料4の2というのをおつけしておりますけれども、こちらにつきましては現在のいわて県民計画に基づく取組の進捗状況を取りまとめたものでございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

それから、次の資料4の3でございます。こちらが幸福の考え方ということで、「岩手の幸福に関する指標」研究会の最終報告書の概要版を添付してございます。詳細は、後ほどごらんいただければと思いますけれども、右側の枠の中、大きく主観的指標と書いた中にさまざまな12の要素を書いております。仕事、収入、居住環境から始まりまして、右側の歴史・文化、自然環境まで合わせて12の項目がございます。これにつきましては、研究会の報告書を昨年9月にまとめていただいたのですけれども、その中で、いずれ幸福については人それぞれの価値観によるところが大きいものでございますので、幸福自体を明確に定義できるというものではもちろんないわけではありますが、さまざまな先行事例なども参考にしまして、一人一人が幸福について考える上で重視する要素、項目というのはある程度共通しているということで、それを12の領域として示されたものでございます。

当審議会に係る分野につきましては、もちろん仕事、収入のほか、あるいは自然環境などがあると思いますけれども、この12の要素、さまざまかかわってくるのではないかと

うふうに考えております。

今後次期総合計画を策定する中で、幸福感を構成するこういった12の領域に着目をいたしまして、こうした領域を通じて県民の皆さんの幸福を守り育てていくためにはどういう取組が必要なのか、あるいは新たな施策の掘り起こしが必要ではないかといったような視点を持ちまして、現在県の政策体系、次の10年間の政策体系を検討していくこととしております。

まだ検討段階の途上ではございますが、今後さまざまな機会を捉えて県民の皆さん、あるいは関係者の皆さんからご意見をお伺いしまして、計画の策定作業を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上でございます。

(岡田秀二会長) ありがとうございます。大変資料もそうですが、中身といい、ある変更があるやに思ひましたが、短い時間の中でご説明をいただきました。ご質問、ご意見があればいただきたいと思ひます。いかがですか。

はい、どうぞ。

(川村冬子委員) 川村です。どうぞよろしくお願ひいたします。この総合計画の策定の中で、資料の4の3、岩手の幸福に関する指標ということでご提示いただひていますけれども、こういった行政の計画の中で幸福という言葉がキーワードになるというのは珍しいというか、新しい、今風だといひますか、非常に興味深く拝見したのですが、そもそもこの「岩手の幸福に関する指標」研究会というものがどうやらあるようなのですが、こちらの例えば構成委員さんですとか、そういうことを不勉強なもので存じ上げないのですが、ちょっと教えていただければと思ひます。

(田澤政策推進室主任主査) 研究会の委員さんの構成ということですが、有識者の方々ということで、県立大学の先生、南総合政策学部長が研究会の会長ということで、それから岩手大学の先生、それからNPOで活動されている方、あるいは経済界で活動されている方、そういった方々、済みません、ちょっと手元にないのですが、6名だったかと思ひますけれども、そうした委員構成で進めておりますし、それからその中には京都大学で幸福の指標というのを研究されている先生もいらっしゃいますので、アドバイザーのような形で京都大学の先生のご協力もいただひまして、取りまとめたものでございます。

(川村冬子委員) ありがとうございます。この指標の中で12のポイントでしょうか、この中の一番右側に自然環境というのがあり、それから左のほう、仕事、収入、居住環境、安全ですね、この辺が我々がここで取り扱う森林に関係していくのかなと思ひておりますので、今後も総合計画の中で、森林にかかわっていくものに関してどんどん資料を提供い

ただければなと思いますので。これは最後お願いでございます。ありがとうございます。

(岡田秀二会長) そのほかいかがですか。

はい、どうぞ。

(泉桂子委員) 先ほど学部長の名前、吉野と申します。

(田澤政策推進室主任主査) 失礼しました。済みません。

(岡田秀二会長) そのほかいかがでしょうか。総合計画ですけれども、これの理念としてという最初のところなのですが、これが幸福という、これは全国初ですか。

(田澤政策推進室主任主査) 事例を調べてみますと、福岡県とか三重県などで幸福実感日本一というような形で計画をつくっている例はございますけれども、計画を見ますと、スローガンと申しますか、目指す目標として掲げているものはあるのですけれども、幸福を視点に置いて、実際に政策体系をつくってこうというような取り組みは都道府県レベルでは岩手県が初めてになるのではないかなと考えております。

それから、市町村レベルでは県内の滝沢市さんが幸福をキーワードにした計画をつくられているという例はございます。

(岡田秀二会長) 先ほどの説明にもあったように、やはり震災を受けてという、ここが大変大きいと、こういう理解でいいですか。そうしませんと、沿岸地域を含めても除いても、やはり今の我が国全体の一つの特徴はさまざまな面における格差の問題ですよね。これは経済的なところでは見事に出ているわけで、これをある意味ではかなぐり捨てて、そうはいつでも経済的に豊かでなくても幸せであればいいではないかという、ここにすどんと行ったということは、やっぱり震災というのは大変大きいと。その幸福指標の中で、では経済的な指標なり具体的なクライテリアというか、さらに物差しになるような、そんなものは余り軽視せず、忘れず、しっかり経済的なところを、ただ物の豊かさというのではなくて、我々の経済の見通しの中、そして現在という中での経済的な条件のそういうところを見落とすことがないように、よろしく願いしたいなと私は思います。

そのほかいかがですか。

はい、どうぞ。

(郷右近勤委員) ちょっと確認させていただきたいのですけれども、地方創生の人口ビジョンというのを県でつくっていると思うのですけれども、それとこの総合計画の兼ね合いというのはどのようになるのでしょうか。

あと復興プランが4年というふうに区切っているのですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

(田澤政策推進室主任主査) ふるさと振興総合戦略との関連でございますけれども、今の整理としましては、いわて県民計画の中に含まれる戦略といったような位置づけで今整理をしております、人口減少対策に特化したものがふるさと振興総合戦略という整理をしております。いずれ次の10年考えましても、人口減少対策というものは当然重要な課題でございますし、ふるさと振興総合戦略の期間というのは平成31年までだったかと思えますけれども、いずれそのあたりは人口推移の試算とか、そういったものはしておりますので、そういった人口減少という現状を踏まえた形で次の総合計画もつくっていくということで現在考えてございます。

それから、復興プランの関係で4年間に区切っている理由は何かということでございますけれども、現時点で考えておりますのは、最初の4年間、まず復興プランというものをつくと、次のその段階で復興の状況を見た進捗状況、そういったものをよく見た上で、再度復興プランをつくるのか、あるいは政策プランなり、あるいは沿岸局がつくられる地域プランのほうに各種施策を溶け込ませる形で3編構成に戻すのか、そこは4年後の状況を見て検討するというので、こういった形にしております。

(郷右近勤委員) 人口ビジョンで示した人口目標というのは変わらないということですよ。

(田澤政策推進室主任主査) 具体的にどう盛り込むかとなると、ちょうど今そういった議論を総合計画審議会でも行っているところでございますので、いずれ人口というのは重要な要素というのは変わりませんので、そこは十分踏まえた上で、これから検討してまいりたいというふうに考えております。

(岡田秀二会長) そのほかいかがですか。幸福度指標だとか、これはもうここ20年、30年、一方では世界的にもただ単にいろんな物質的なとか、お金のところでなくてという、それはたくさん出てきているのですけれども、地域性があるとか、それからある分野ごとによってというところが理念として、目標として、理想としての幸せだなという、それを実感できるのと、今ある地域、今ある産業分野のさまざまな格差、これを抱えている問題を解決すると同時に、そこへといったときに県全体として地域プランだとか、分野プランだとか、アクションプランというのは本当に具体化できるのかなという率直な疑問はないことはありません、本当のところ言って。そうはいつでも大変アグレッシブで、そこができていくとおもしろいし、皆さんでそれをつくらうというこの意欲に最終的には基づくと思うので、できるだけ周知と意見交換をよろしくお願ひしたいなど、このように思いま

す。

そのほかいかがですか。

はい、どうぞ。

(上田吹黄委員) 特に意見があるわけではないのですが、今幸福度というキーワードが新たに出てきたので、これらが追求されるようになった裏返しといたしますか、地方の、岩手の現実といったものがかなり極端な形で、具体的な数値はわからないのですが、青森、秋田、岩手というのは自殺者がトップクラスにここ近年高かったのではなかったかなと。したがって、何か非常に幸福度から離れたところに岩手県は置かれていたのではないかと。ということで、こういう事態になって、改めて幸福ということが大きな課題となって浮上したのだらうというふうに今回の説明を伺って感じたわけですが、やはり地方にとって都市との格差というのが物すごく広がっている中で、地方はどうやって幸福度を取り戻すといいますか、地方にある資源なり活用するような形で、地方に住む人々が豊かに生きていく道をどうやって探っていくかというのが多分やっぱり今一番の喫緊の行政なり、県民みんなの課題なのだということを改めて今回のテーマで突きつけられているような気がいたします。

これは森林県といいますか、そういった一方では本当に豊かなものを持ちながら、それが生かせなくて、多くの地方に住む人たちが孤立する中で、資源が生かされていたら、もっと幸せが創出できるかもしれないのに、それがなし得てこなかったというところの原点に返って、この部署は林業を審議する会なので、林産県としてどうやったらそういった状況を挽回できるのかということを考える機会にしてほしいなというふうに思いました。

国の森林税という税金が地方に大きな形で交付されてくるという、そういう状況も追い風のようにこれから期待できる部分がありますが、それをうまく捉えていくという。さまざまなかつての施策を見ると、細かく予算配分をして、それぞれ意義のあるものを載せてはいるのですが、その状況を転換するほどの力になり得ていないというような気がするので、やはり企画力から民間だけではなかなかできないものを主導していく力というのが行政なり審議会なりで知恵を絞っていくべきところなのだろうなというふうに強く感じました。

とりとめないことを言って申しわけないのですが、さまざまな施策の中にも表現を整理して、森林や山村の多面的な機能を発揮していきましょうというような事業を掲げたりしているわけなのですが、なかなかそれが本当の意味でこの資源を活用した循環型の社会の実現に到達できていないというすごくもどかしさがありますので、大きなお金がこれから期待できるというときに、それをベースにした県としての企画力というものをもって、ぜひ幸福に向けての施策を立てていけたらなというふうに期待したところです。

(岡田秀二会長) どんな議論をしているのかよくわからないのだけれども、個人が幸福であるか否かについて、すなわち価値観を個人のところに押し込んでというか、求めた、この中で本当に協調なり、みんなが一緒になってという、これができるためには、その間には補うべきギアというのは相当の数必要だろうと、そう思います。ここ言っていることわかるかな。ここはきちっとやっぱり埋めてほしいということなのですよ。

だから、例えば4の1の書き出しのところで、一人一人が県に対して何ができるんだみたいな、おまえたちがやれることをやりなさい、それを集めればいいのだみたいな、これで県だとか、ある領域を意識したときの全体としての幸福感、幸せ感、それが本当にこれだけで得られるのだろうかということですよ。ここはまさに社会的なところで、ちょっと言葉はこなれない、学術的なところばかりであるけれども、ポストモダン論の価値転換と逃げるといふ、この中で捉えた場合には大変危ういなという、そういうところも同時に出なくはないので、そこについてはしっかりと議論が必要だというふうに思います。という。上田さんなんかはまさにそれをしっかりとした実物の現物のところでの共通的な価値認識と、それがなければ我々のそもそもの身体的な安全、安心というのがないのだからという、ここと今の話は結びつくのですけれども、やっぱりしっかりと議論をしてほしいと私も思います。

そのほかいかがですか。もしなければ、以上で本日のこの審議会……その他、もしその他があれば。

(及川林業振興課振興担当課長) 事務局からは特にはございません。

(岡田秀二会長) それでは、本日の私に与えられたところの審議会マターについては以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

(及川林業振興課振興担当課長) ありがとうございました。これをもちまして、岩手県森林審議会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。